

# 地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様 における機能要件の標準の定め方について

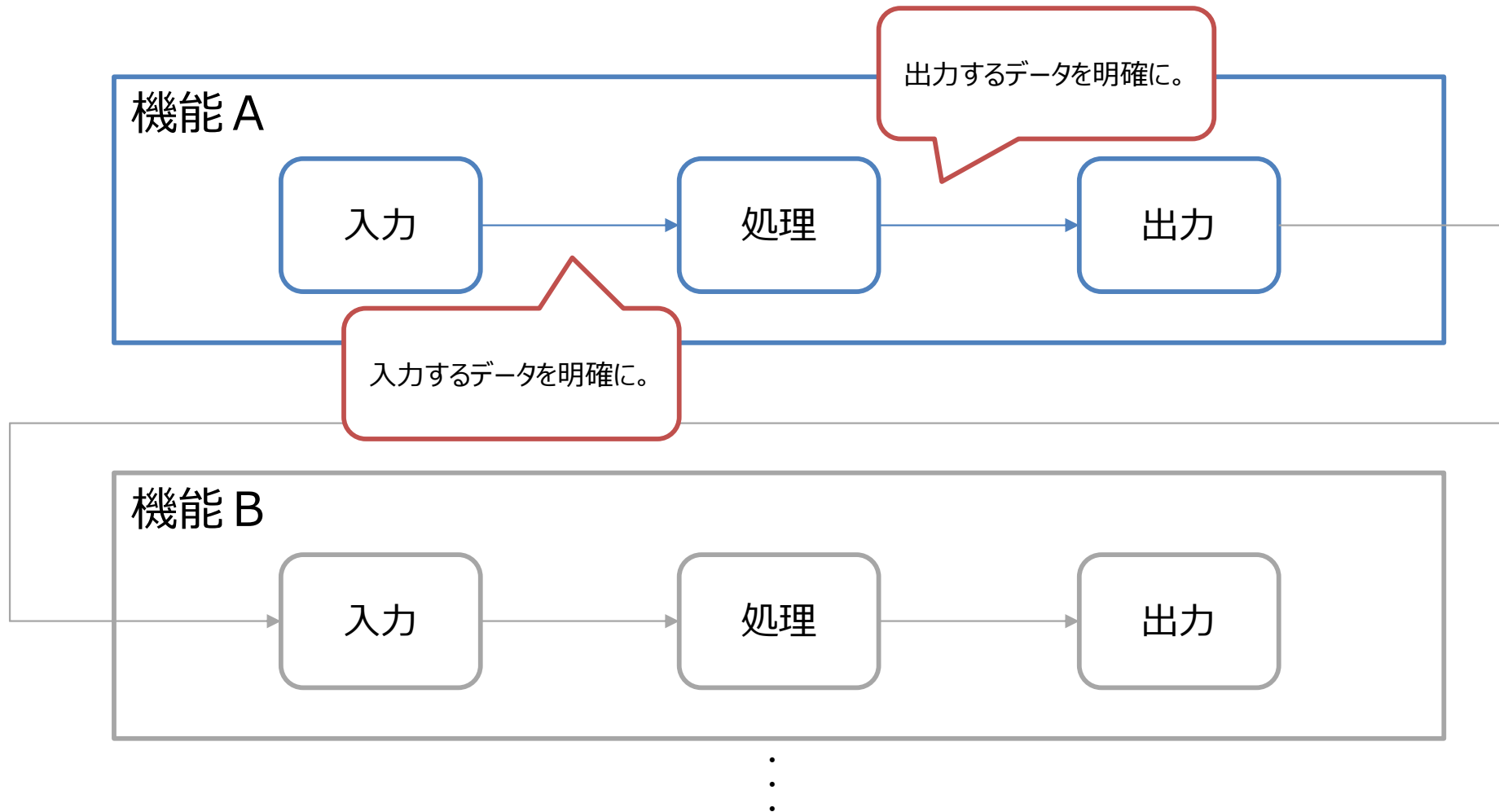
令和 2 年 2 月 2 6 日

加筆修正：令和 3 年 9 月 2 2 日

## デジタル庁

# 機能要件の明確化

- 機能要件は、「システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか」等を規定するもの。
- 多くの地方自治体職員等が読むことを踏まえ、より具体的に、誤解のないような表記をしていただきたい。
- 特に、データ要件・連携要件については、横断的なものとなるため、デジタル庁及び総務省が作成することになるが、その作業をより効率的に行うためにも、制度所管府省においては、機能要件の検討段階において、入力するデータ・出力するデータについて、具体的に検討し、記載していただきたい。



# 機能要件の「標準」の検討方法

○関係ベンダ（当該業務についての情報システムを提供するベンダ）が提供するパッケージシステムが持つ機能を比較して標準と決めたもの（パッケージ標準機能）を基準として、検討会等の構成員となる市町村（自治体クラウドを実施している団体等）の情報システムが実装している機能を、「機能要件比較表」により比較検討し、業務フローを参照しながら、最適な機能を標準として定めてはどうか。

## 【機能要件比較表】

業務階層区分			業務 フロー 番号	基準	比較 1	比較 2	...	標準
通番	大項目	中項目		関係ベンダが 提供する パッケージの標準 (パッケージ標準 機能)	A市	B市	...	
(例) 72	1 転入	1.4 異動 条件	〇〇、 〇〇、	全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。	全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。	全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。		全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。
74	1 転入	1-5 再転入 者検索	〇〇、 〇〇、	住民票コードによって再転入者を検索できること。	住民票コードによって再転入者を検索できること。 +宛名番号を新規付番すること。	住民票コードによって再転入者を検索できること。 +再転入者の場合は、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと。	...	住民票コードによって再転入者を検索できること。 再転入者の場合は、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと。
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
	①			②		③		

最適な機能を標準とする

## 機能要件の「標準」を決定するための判断基準

- 「標準」を決定するための判断基準の目安としては、次のとおり考えてはどうか。
- なお、今後、標準化の取組を通じて、各省が標準を決定するためにどのような判断をしたのか、デジタル庁においても共有させていただき、知見を蓄積させ、当該目安については充実をさせていく予定。

### 【「標準」を決定するための判断基準（目安）】

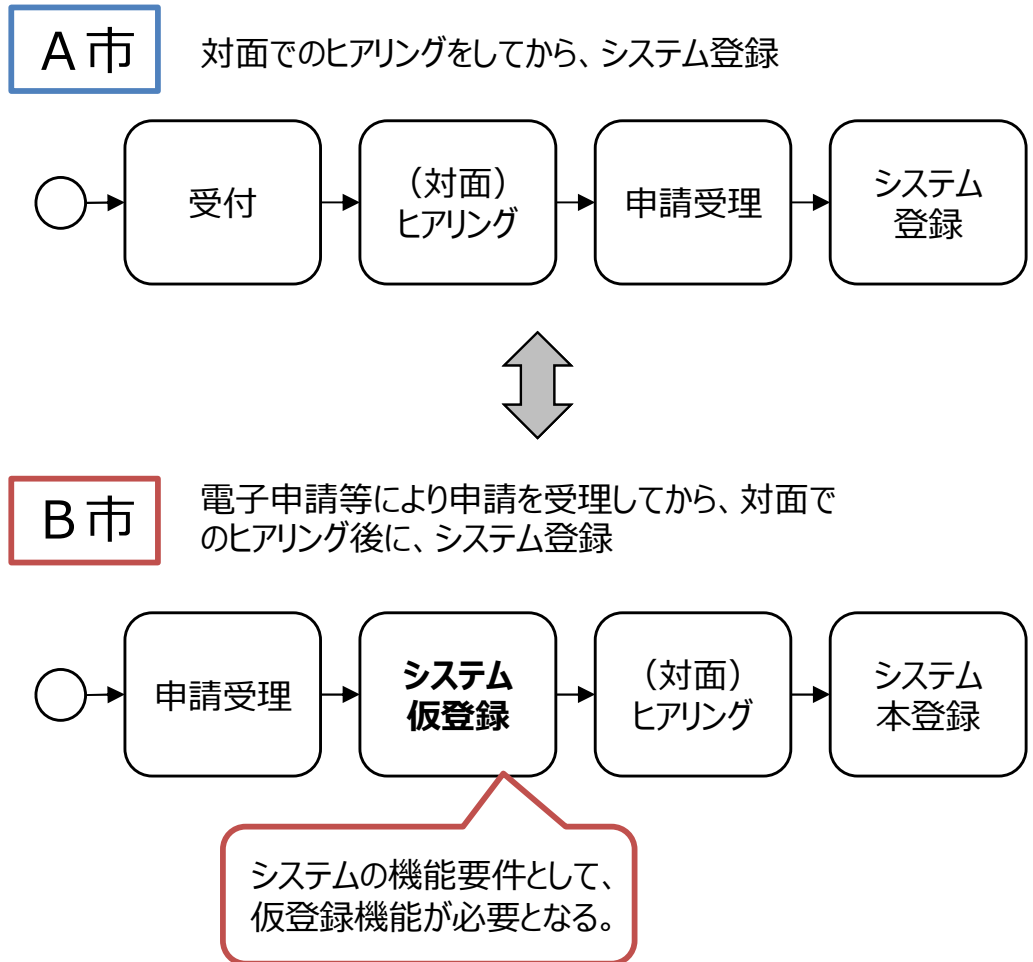
- A. パッケージ標準機能に対して、比較市町村の情報システムが全く同じ機能を提供している場合には、当該機能を標準と定めてもよいのではないか。
- B. パッケージ標準機能に対して、比較市町村の情報システムが異なる機能を提供している場合には、
  - ①比較市町村が当該機能を提供している理由を、対応する業務フローを踏まえながら、把握する。
  - ②その理由が、当該市町村の特殊な理由によるものではなく、一般の中核市規模の市町村にとっても当てはまるものであって、  
当該機能が、一般の中核市規模の市町村にとって、下記の3つのいずれかに当てはまると判断される場合であつて、費用対効果（※）があるときは、最適な機能として標準と定めてはどうか。
    - A. 業務の効率化につながるものである
    - B. 過誤防止につながるものである
    - C. 住民サービスの向上につながるものである

※費用対効果については、正確な数字の算出は困難であるが、当該機能を追加することによる費用については、ベンダ等の意見を聞きながら勘案するしかないのではないか。

# 機能要件の「標準」を決定する上での留意点（主要論点）

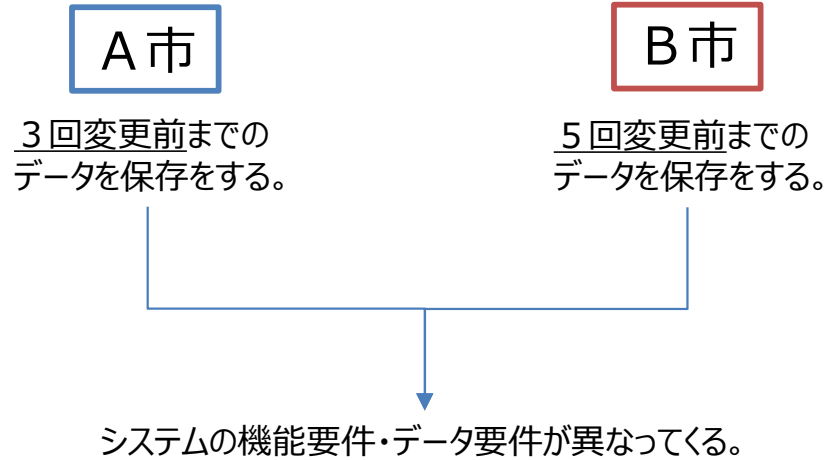
- 各地方自治体によって業務プロセスや解釈が大きく異なること等により、標準仕様を定めるために調整・検討に時間を要すると考えられるものは、主要論点として位置付け、早期に調整・検討を着手してはどうか。
- ただし、主要論点の結論を待たずに機能要件の検討を行うことができるものについては、同時並行で検討すべきではないか。

## （例1）自治体によって業務プロセスが異なる例



## （例2）自治体によって解釈が異なる例

- あるデータに対して、変更後の履歴の保存の仕方について、明確な定めがないため、各自治体がそれぞれ解釈し、取扱いが異なっている。



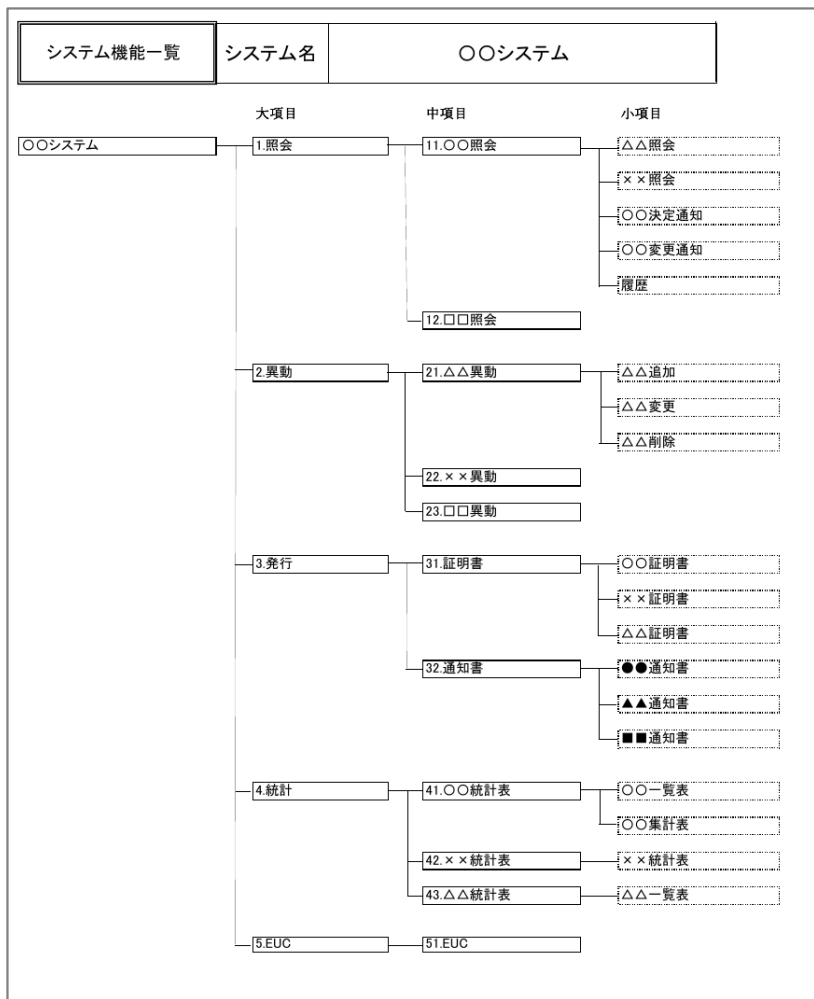
# 機能要件比較表の作成方法 (①業務階層区分)

○関係ベンダが提供するパッケージシステムの「システム構造図 (機能一覧)」や地域情報化プラットフォーム標準仕様の機能分析表 (DMM) を参考にして、「業務階層区分」を決定してはどうか。

※新たな業務の場合は、業務フローからシステムの機能要件を一つ一つ整理し、共通する機能をまとめて作成することが考えられるが、今回の標準化の対象業務はすでにパッケージシステムの提供がされていることから、「システム構造図 (機能一覧)」等を活用することで、効率的な議論ができるのではないかと。

## (参考 1) 「システム構造図 (機能一覧)」のイメージ (参考 2) 地域情報プラットフォーム標準仕様の機能分析表\*

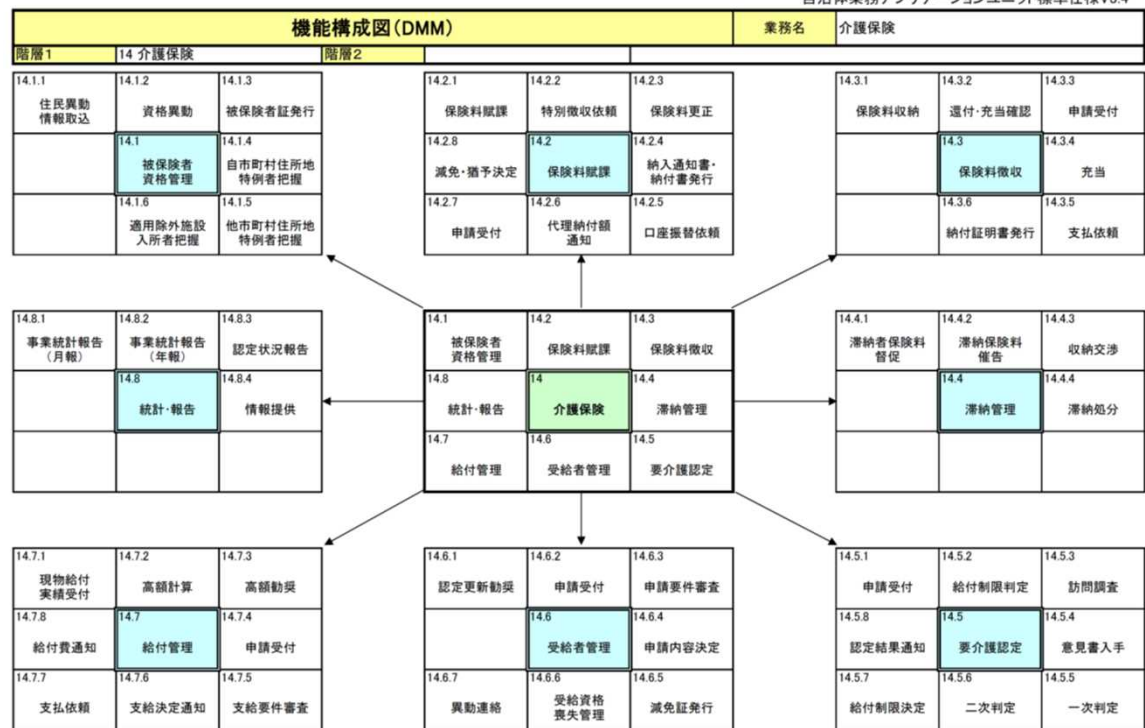
各関係ベンダは、パッケージシステムに下記のようなツリー図を保有していることが一般的。



全ての関係ベンダに共通するものではないが、参考になる。

\*機能分析表 : Diamond Mandara Matrix : DMM) とは、分析対象とした業務の「機能」を洗い出し、洗い出した「機能」を徐々に詳細化 (分割・階層化) していくことで、その業務を構成する「機能」の階層構造を明らかにするための表

**取扱注意**



## 機能要件比較表の作成方法（②基準（パッケージ標準機能））

- 関係ベンダに対し、「業務階層区分」に対応したパッケージシステムの機能の報告を求め、これらと比較するための「パッケージ標準機能作成のための機能要件比較表」を作成してどうか。
- パッケージシステムは、広く自治体に利用されている前提であるため、パッケージ標準機能は、各社が提供するパッケージシステムの機能について、明らかに非合理的なものを除き、幅広く取り込んでどうか。

### 【パッケージ標準機能作成のための機能要件比較表】

業務階層区分			業務 フロー 番号	関係ベンダ X	関係ベンダ Y	関係ベンダ Z	...		基準
通番	大項目	中項目							関係ベンダ が 提供する パッケージの標 準 (パッケージ標準 機能)
1	1	1-1	〇〇	A	A + B	A + B + C	...		A + B
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮		⋮

Cは明らかに非合理的なものの場合は、パッケージ標準機能から除くが、AとBは幅広く基準として取り込む。

なお、Bが標準として機能とするかどうかは、ここで決定するものではない。



# 機能要件比較表の作成方法（③比較市町村）

○自治体クラウド実施市町村の情報システムは、自治体クラウドの形成過程において、関係自治体間でカスタマイズ抑制を行っていることが通常であり、パッケージに対してカスタマイズが少なくなっている一方、カスタマイズを抑制しても業務が適切に遂行されていることを考慮すれば、標準機能を検討する上で、パッケージ標準機能に対して比較する対象として有用ではないか。

## （例 1）自治体クラウドの導入プロセス

### ■フェーズ 1：事前検討

- ・自治体クラウド導入のための大まかな手順

### ■フェーズ 2：計画立案

- ・推進体制の立ち上げ
- ・現行システムの概要調査
- ・導入計画の策定

### ■フェーズ 3：仕様検討・システム選定

- ・現行業務・システムの棚卸し
- ・業務標準化の検討
- ・条例・規則等の改正
- ・新システム導入に係る調達仕様書の作成
- ・情報システム業者選定、契約締結

### ■フェーズ 4：導入・移行

- ・システム設計
- ・データ移行
- ・テスト・研修

### ■フェーズ 5：運用

- ・サービスレベル評価
- ・法制度改正対応
- ・サービス継続・切替え
- ・自治体クラウドグループに後から参加する取組

自治体クラウド導入のため、カスタマイズを抑制するための業務標準化を行うことが通常

## （例 2）自治体クラウドにおけるカスタマイズ抑制例

【カスタマイズ抑制結果】

項目	項目数
カスタマイズ要望項目 ※住民サービスレベルの保持、自治体独自の施策によるもの	31項目
カスタマイズを行った項目	17項目
標準機能として実装された項目	3項目
要望を取下げた項目	11項目

【出典】：富山県情報システム共同利用推進協議会資料

（参考 1）自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント（H28.8.5総務省自治行政局地域情報政策室）

（参考 2）自治体クラウド導入時の情報システム調達におけるカスタマイズ抑制のためのガイドライン（H31.3.29総務省自治行政局地域情報政策室）



# 機能要件の「標準オプション機能」

○ 標準仕様は、実装必須機能・実装不可機能（※1）を明記することが原則であるが、自治体の政策判断や人口規模等による業務実施状況の違いがあり、やむを得ない場合には、その違いを吸収するため、実装してもしなくてもよい機能（標準オプション機能）（※2）を示し、カスタマイズを抑制する。

※1：実装不可機能：実装してはならない機能

（例）証明書等の住所欄において、都道府県・市区町村の表示を省略できる機能は実装してはならない。→住民票の写しの住所欄において「東京都千代田区霞が関〜」のように都道府県・市区町村を表示している自治体もあれば、「霞が関〜」のように都道府県・市区町村を省略している自治体もあるが、分かりやすさの観点から表示することで統一。省略できる機能は実装を不可とする。

※2：標準オプション機能：実装してもしなくてもよい機能

（例）オンライン処理を実装必須機能とし、バッチ処理を実装してもしなくてもよい機能とする。（大規模自治体ではバッチ処理の方が効率的な場合があるため。）

	Xベンダ 提供システム	Yベンダ 提供システム	Zベンダ 提供システム
実装必須機能	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)
実装不可機能	— (実装不可)	— (実装不可)	— (実装不可)
標準オプション機能A	●	●	
標準オプション機能B	●		
自治体による 選択	A市	B市	C市

原則

標準仕様の範囲

例外

必要最小限度にとどめる